

「あしゆびプロジェクト」におけるP F S
(成果連動型委託契約) の導入可能性調査業務委託
に関するプロポーザル実施要領

令和4年7月

泉大津市健康こども部こども育成課

「あしゆびプロジェクト」におけるP F S（成果連動型委託契約）の導入可能性調査業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 業務概要等

- (1) 委託業務名称
「あしゆびプロジェクト」におけるP F S（成果連動型委託契約）の導入可能性調査業務
- (2) 履行期間
契約締結日から令和5年3月31日まで
- (3) 発注者
泉大津市 市長 南出 賢一
- (4) 業務委託費
6,457,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
※提案書提出時に「業務受託見積書（様式8）」を提出するものとする。
- (5) 業務内容
別添「仕様書」のとおり
- (6) 評価基準
別添「プロポーザル評価基準」のとおり

2 事務局

泉大津市健康こども部こども育成課
（所在地）泉大津市東雲町9番12号
（電話番号）0725-33-1131
（E-mail）kodomokusei@city.izumiotsu.osaka.jp

3 応募要件

応募者は次の要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本要領を公表した日から本委託業務の契約締結の日までの間、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (3) 本要領を公表した日から本委託業務の契約締結の日までの間、泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (4) 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人でないこと。
 - ア 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者

ウ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者

- (5) 泉大津市又はほかの官公庁において、調査業務の受注実績を有していること。
- (6) 過去2年間においてPFSに関する調査・研究の実績を有していること。
- (7) 単体企業であること。

4 受託候補者選定までの流れ

次の流れで本業務委託の受託候補者を選定する。

- (1) 上記「3 応募要件」をすべて満たす応募者が参加表明書を提出する。
- (2) 参加表明をした者の参加資格要件を事務局が確認し、参加資格確認結果を通知する。
また、参加資格を有する応募者に対し、提案書の提出要請を通知する。
- (3) 参加資格を有する応募者が提案書を提出する。
- (4) 提案書によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別添「プロポーザル評価基準」に基づき、「あしゆびプロジェクト」におけるPFS（成果連動型委託契約）の導入可能性調査業務委託受託候補者選定に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）が各提案内容を審査した上で、最も評価が高かった応募者を受託候補者に選定する。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングの参加者に審査結果を通知するとともに、市のホームページにて受託候補者の名称及び評価点並びにプレゼンテーション及びヒアリングに参加したすべての応募者の評価点を公表する。
- (6) 事務局が受託候補者と随意契約の契約手続きを進める。
- (7) その他、不測の事態が生じた場合は、審査委員会の判断により、協議の上決定する。

5 スケジュール（予定）

本プロポーザルのスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

予定日	内容
令和4年7月28日（木）	プロポーザル実施内容の公開
8月3日（水）	提案書作成に係る質問締切（午後5時まで）
8月5日（金）	質問回答
8月12日（金）	参加表明書提出締切（午後5時まで）
8月16日（火）	参加資格確認結果・提案書提出要請通知
8月23日（火）	提案書提出締切（午後5時まで）
8月30日（火）	プレゼンテーション・ヒアリング
9月2日（金）	審査結果通知
～9月上旬	業務委託契約書の締結

6 プロポーザルの手続き等に関する事項

(1) 配付資料

ア 配付資料

- (ア) プロポーザル実施要領
- (イ) 仕様書
- (ウ) プロポーザル評価基準
- (エ) 様式集

イ 配付場所

泉大津市ホームページからダウンロード

(2) 提案書作成に係る質問の受付及び回答

項目	内容
受付期間	令和4年7月29日（金）～8月3日（水）午後5時まで （土・日曜日除く）
受付場所	上記「2 事務局」と同じ
提出書類	質問書（様式3）
提出方法	電子メール
回答方法	令和4年8月5日（金）に市ホームページにて回答を公開

(3) 参加表明書の受付

項目	内容
受付期間	令和4年8月8日（月）～8月12日（金）午後5時まで （祝日除く）
受付場所	上記「2 事務局」と同じ
提出書類	・参加表明書（様式1） ・業務・研究実績書（様式2）
提出部数	1部
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。

(4) 参加資格確認結果及び提案書提出要請の通知

事務局が参加表明書により資格確認を行い、参加資格確認結果及び提案書提出要請を令和4年8月16日（火）に参加表明書に記載の担当者へメールにて通知する。

(5) 提案書の受付

項目	内容
受付期間	令和4年8月17日（水）～8月23日（火）午後5時まで （土・日曜日除く）
受付場所	上記「2 事務局」と同じ
提出書類	・提案書（様式4） ・業務の実施体制（様式5）

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針（様式6） ・業務の実施計画（様式7） ・業務受託見積書（様式8）
提出部数	様式4及び様式8：各1部 様式5から様式7：それぞれ原本1部、写し7部
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。
その他	原本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。 写しは、1部毎に左肩1箇所をホチキスで留めること。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

令和4年8月30日（火）に審査委員会にてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施時間、場所等の詳細は、提案書を提出した応募者へ別途通知する。なお、提案書を提出した応募者が1者の場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングによる受託候補者の審査を実施し、評価点が配点合計の6割以上であった場合は、その事業者を受託候補者とする。また、評価結果が同点の場合には、「提案内容の妥当性及び実現性」が最も優れた提案者を受託候補者とする。

(7) 審査結果通知及び公表

令和4年9月2日（金）にプレゼンテーション及びヒアリングの参加者へ審査結果を通知するとともに、市のホームページにて受託候補者の名称及び評価点並びにすべての提案者の評価点を公表する。

(8) 業務委託契約の締結

令和4年9月上旬までに審査委員会が選定した受託候補者を本業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。ただし、受託候補者との間で契約の締結に至らなかった場合は、次点の者と契約を締結する。

(9) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した応募者が参加を辞退する場合は、令和4年8月18日（木）までに「参加辞退届（様式9）」を1部、上記「2 事務局」へ持参又は郵送にて提出すること。

7 資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 募集要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 本プロポーザルに関して審査委員との接触があった者の提案。

(7) その他不正な行為があったと認められるもの。

8 その他

- (1) プロポーザルに関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション等の参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しないものとする。なお、泉大津市は、応募者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出書類を使用しない。
- (3) 泉大津市が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を 泉大津市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (4) プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年3月12日条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。
- (5) 応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- (6) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ泉大津市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (7) 上記「3 応募要件」を満たさなくなった場合には、応募資格を失う。また、提出された提案書等は無効とする。
- (8) 委託業務における内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更できるものとする。
- (9) 審査結果等に対する問合せや不服は一切受け付けない。